

**八尾市立病院維持管理・運営事業
募集要項（資格審査）**

平成 14 年 12 月 11 日
八尾市

目 次

第1 募集要項の位置付け	0
第2 八尾市立病院維持管理・運営事業への応募参加に関する条件等	0
1 応募者が備えるべき資格	0
2 応募・選定のスケジュールと手続	2
第3 事業者の選定	4
1 事業者の選定方法	4
2 審査委員会の設置	5
3 審査の方法	5
4 審査事項	5

.

附属資料

- ・ 八尾市立病院維持管理・運営事業概要書
- ・ 新病院に向けた基本理念・基本方針等
- ・ 業務分担表
- ・ リスク分担表
- ・ 総合医療情報システムの概要
- ・ 資格審査様式集

第1 募集要項の位置付け

本募集要項は、市が「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」(平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。)第6条の規定に基づき特定事業として選定した「八尾市立病院維持管理・運営事業」(以下「本事業」という。)を実施するに当たり、応募者を対象に配布するものである。

本事業の基本的な考え方については、平成14年9月10日に公表した実施方針と同様であるが、本事業の条件等については、実施方針に対する質問・意見等を反映しているため、応募者は本募集要項及び附属資料の内容を踏まえ、応募に必要な書類を提出すること。

なお、本募集要項及び附属資料と実施方針に相違がある場合は、本募集要項及び附属資料の規定が優先するものとし、本募集要項に記載がない事項については、実施方針によることとする。

第2 八尾市立病院維持管理・運営事業への応募参加に関する条件等

1 応募者が備えるべき資格

(1) 応募者の構成等

応募者の構成等については、次のとおりとする。

応募者は、複数の者(以下「構成員」という。)で構成されるグループ(以下「応募グループ」という。)とする。なお、参加表明書の提出時に代表企業名を明記し、必ず代表企業が応募手続を行うこと。

構成員は、本事業に係る事業者選定審査の結果、契約締結を行う事業者として選定された場合は、特別目的会社を設立し、出資を行うこと。

応募者の構成員(代表企業を含む。以下同じ。)は、他の応募者の構成員として重複して応募することはできない。ただし、市が選定事業者との事業契約を締結後、選定されなかった応募グループの構成員が、事業者の業務等を支援及び協力することは可能とする。

応募者は、参加表明書及び資格審査に必要な書類の提出時に本事業の実施における役割を明記すること。ただし、応募グループの構成員自身が業務に当たらない場合は、当該業務を実施させる事業者を協力企業(以下「協力企業」という。)として明記すること。

新たな構成員(他の応募者の構成員でないものに限る。)及び協力企業を追加する場合を除き、一次審査(資格審査)募集への応募後、応募グループの構成員

及び協力企業を変更することは原則としてできない。ただし、市が認める場合、応募グループの代表企業を除く構成員及び協力企業については変更することができる。なお、構成員又は協力企業を新たに追加する場合は、代表企業は、当該企業について、提案審査書類の提出期限の14日前までに、本募集要項にて求める資格審査書類一式を市に提出し、資格審査を受けること。

協力企業は、複数の応募者の協力企業となることが可能である。

(2) 応募グループの構成員及び協力企業の資格等要件

応募者は、関係法令等に基づく資格等を有する者で構成する者で業務を実施すること。ただし、応募グループの構成員には、医療事務業務、検体検査業務、建設・設備維持管理業務をそれぞれ適切に実施できる技術・知識・能力・実績・資金・信用等を備えた者が含まれていること。1つの企業で、上記3業務の内、複数の業務を実施する場合には、その裏づけとなる実績等を提出すること。

なお、一次審査（資格審査）の段階では、構成員及び協力企業の一部が明示されなくてもよいこととするが、提案審査書類の提出期限の14日前までには、全ての構成員及び協力企業を確定すること。

(3) 構成員及び協力企業の制限

次のいずれかに該当する者は、応募者の構成員及び協力企業になることはできない。

- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者
 - 本募集要項の公表の日から、本事業の審査結果の公表の日までの間において、市の指名留保又は指名停止措置を受けている者
 - 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続開始の申立をしている者
 - 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者
 - 最近2年間の法人税、消費税、地方消費税、固定資産税を滞納している者
 - 本事業に係るアドバイザー業務に関与した者及びこれらの企業と資本面、人事面において関係のある者
- 本事業の業務に関わっている者は、次のとおりである。

- (ア) プライスウォーターハウスクーパース・フィナンシャル・アドバイザー・サービス(株)
- (イ) (株)医療開発研究所

(ウ) (株)システム環境研究所

(エ) (株)病院システム

(オ) (株)昭和設計

(カ) 三井安田法律事務所

審査委員の所属する企業・団体等

本事業のための病院建設工事を請け負っているJVに参加している者

2 応募・選定のスケジュールと手続

事業者の選定は、以下の日程で行う予定である。

日 程	項 目
平成 14 年 12 月 11 日(水)	募集要項(資格審査)の公表
平成 14 年 12 月 16 日(月)	募集要項(資格審査)に関する説明会の実施
平成 14 年 12 月 11 日(水)～12月18日(水)	質問の受付
平成 14 年 12 月 25 日(水)	質問回答の公表
平成 15 年 1 月 7 日(火)	参加表明書・資格審査書類の提出期限
平成 15 年 1 月 14 日(火)	資格審査結果の通知
平成 15 年 1 月 14 日(火)	募集要項(提案審査)の配布
平成 15 年 1 月 16 日(木)	募集要項(提案審査)に関する説明会の実施
平成 15 年 1 月 14 日(火)～1月20日(月)	質問の受付(第1回)
平成 15 年 1 月 28 日(火)	質問回答の公表
平成 15 年 2 月 3 日(月)～2月5日(水)	質問の受付(第2回)
平成 15 年 2 月 13 日(木)	質問回答の公表
平成 15 年 4 月 23 日(水)	提案審査書類の提出期限
平成 15 年 6 月上旬	優先交渉権者の選定及び公表
平成 15 年 7 月上旬	基本協定合意
平成 15 年 7 月下旬	P F I 事業契約締結

(1) 応募手続

応募に関する手続等は、次のとおりである。

資格審査説明会

募集要項及び附属資料に関する説明会を次のとおり開催する。説明会への参加希望者は、平成 14 年 12 月 13 日までに附属の資格審査様式集(以下「様式集」という。)の様式 1 を使用して、電子メール又は F A X にて申し込むこと。参加者数は 1 企業につき、2 名までとする。なお、説明会では募集要項及び附属資料

の再交付は行わない。

(ア) 日 時： 平成14年12月16日(月) 午前10時から12時まで

(イ) 開催場所： 八尾商工会議所 講堂（八尾市役所本館斜め向かい）

大阪府八尾市本町 2 - 2 - 8

当日連絡先(電話) 0729-22-0881 (内線364)

現地見学会

新病院整備予定地等について確認するための現地見学会を行う。現地見学会への参加希望者は、平成14年12月13日までに様式集の様式2を使用して、電子メール又はFAXにて申し込むこと。参加者数は1企業につき、2名までとする。

(ア) 日 時： 平成14年12月16日(月) 午後1時30分から

(イ) 開催場所： 大阪府八尾市大字渋川他

質問の受付

本募集要項及び附属資料に関する質問の受付は、次の手順により行う。

(ア) 質問方法

質問書提出届（様式集の様式3）に必要事項を、質問書（様式集の様式4）に質問事項を記載の上、当該電子ファイルを電子メールにて送信するか、又は当該電子ファイルを保存した3.5インチのフロッピーディスクを持参又は郵送すること。電話やFAX、口頭による質問は受け付けない。なお、電子メールによる送信の場合、原則として着信確認の返事は行わない。

(イ) 受付期間

平成14年12月11日(水) ~ 12月18日(水) 午後5時まで

(ウ) 受付場所・宛先 八尾市立病院 病院建設準備室

住所： 〒581-0056 大阪府八尾市南太子堂 2 - 1 - 5 5

電子メール： byouinkensetu@city.yao.osaka.jp

質問への回答公表

質問に対する回答は、応募者の特殊な技術、ノウハウ等に関わり、応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのあるものを除き、すべて公表する。

(ア) 回答公表日

平成14年12月25日(水) (予定)

(イ) 回答方法

市ホームページにて公表する。

* なお、本募集要項及び附属資料に関する質問回答は、市のホームページにおいて閲覧・ダウンロードすることが可能である。

ホームページアドレス

<http://www.city.yao.osaka.jp/bkensetu/pfi/pfi.html>

参加表明書・資格審査書類の提出

応募者は、本募集要項に定める参加表明書及び資格審査に必要な書類を提出する。提出は応募グループの代表企業が行うこと。

(ア) 提出期限 平成15年1月7日(火)午後5時(必着)

(イ) 受付場所 八尾市立病院 病院建設準備室

(ウ) 提出方法 資格審査書類は持参又は郵送とし、FAX又は電子メールによる提出は不可とする。

資格審査結果の通知

平成15年1月14日(火)に資格審査の結果を応募者に通知し、資格審査合格者に対して、附属の八尾市立病院維持管理・運営事業事業概要書(以下「事業概要書」という。)等に定める提案審査に必要な資料の提出を要請する。

なお、資格審査の結果、不合格となった者は、市に対して不合格とした理由について、次に従い、書面(様式自由。ただし、A4版とする。)により説明を求めることができる。

(ア) 提出期限 平成15年1月17日(金) 午後5時(必着)

(イ) 受付場所 八尾市立病院 病院建設準備室

(ウ) 提出方法 持参又は郵送により提出するものとする。なお、郵送する場合は、上記に示す提出期限までに必着するように必ず「配達記録郵便」にて郵送すること。

第3 事業者の選定

1 事業者の選定方法

本事業を実施する事業者の選定については、公募型プロポーザル方式によるものとする。

審査は、資格審査、提案審査の二段階に分けて実施する。資格審査では、本募集要項に定める資格を満たしているかを審査し、提案審査書類の提出者を決定する。第二

次審査は提案審査で、提案価格評価と事業提案審査を実施し、総合評価により優先交渉権者を決定する。

2 審査委員会の設置

資格審査及び提案審査に際しては、学識経験者等及び市職員で構成する「八尾市立病院維持管理・運営事業審査委員会」(以下「審査委員会」という。)を設置し、提出された書類の審査を行う。なお、審査委員は、次のとおりである。

(50音順)

委員長	武田 裕	大阪大学教授
委員	石原俊彦	関西学院大学教授
	大橋恒重	奈良県立医科大学附属病院薬剤部長
	奥村俊彦	八尾市歯科医師会会長
	小林美智夫	八尾市薬剤師会会長
	武田温裕	八尾市医師会副会長
	船富光治	弁護士
	森下正之	広島国際大学教授
	横井 康	公認会計士
	米田正太郎	八尾市立病院長

3 審査の方法

審査は、資格審査、提案審査の2段階に分けて実施し、募集要項(提案審査)にて公表する優先交渉権者決定基準に従って審査委員会にて提案審査を行う。最終的な事業者の選定は、価格及びその他の要素を総合的に評価し、市にとって最も有利な提案を行った者を選定することとする。なお、審査の過程においてヒアリング等を実施することを予定している。

4 審査事項

(1) 審査の視点

審査においては、次の点を重視する。

病院の運営方針・理念、運営計画を的確に理解した上で提案が行われており、病院全体の経営の効率化に寄与していること。

総事業費の抑制等財政資金の効率的かつ効果的な使用が図られること。

市の提示条件等に沿った上で、より優れた提案が行われていること。

(2) 資格審査項目

資格審査では、提出書類に基づき、「応募者が備えるべき資格」の具備を確認する。

資格審査合格者には資格審査合格通知を発送するとともに、提案審査への書類提出を求める。提案審査の審査項目については、事業概要書を参照すること。

【問い合わせ先】

<八尾市立病院 病院建設準備室>

住所 〒581-0056 大阪府八尾市南太子堂2 - 1 - 5 5

電話 0729-22-0881 内線361・364

FAX 0729-22-1778

電子メール byouinkensetu@city.yao.osaka.jp